

仕 様 書	仕 様 書 番 号	6
	作 成 年 月 日	令和6年3月12日
	作 成 部 隊 等 名	第12旅団司令部第4部建設班
1	件名	仮設簡易水洗トイレ借り上げ
2	適用範囲	本仕様書は、関山演習場定期整備で使用する仮設簡易水洗トイレの借り上げについて適用する。
3	借り上げ品目	仮設簡易水洗トイレ（洋式） 1基（汚物汲み取り及び拭き取り作業等を含む） 仮設簡易水洗トイレ（和式） 24基（汚物汲み取り及び拭き取り作業等を含む）
4	借り上げ期間	令和6年5月10日（金）から同年5月17日（金）までの8日間 （設置：令和6年5月10日（金）1500まで） （撤収：令和6年5月17日（金）時間等については細部調整）
5	借り上げ場所	陸上自衛隊関山演習場（新潟県妙高市大字関山字武蔵野6751番地） 細部は、担当係官との調整による。
6	汚物汲み取り及び拭き取り	上記借り上げ期間内に2回（中日・搬出時）行うものとする。 細部日程は、担当係官との調整による。
7	その他	(1) 仮設簡易水洗トイレの洗浄剤は、不凍液の入った消臭洗浄剤を使用するものとする。 (2) 設置時に仮設簡易水洗トイレの貯水タンクは満水、トイレットペーパー30個/基を設置する。 また、防虫の処置を実施する。 (3) 仮設簡易水洗トイレ設置時の固定措置を必ずする。 (4) 仮設簡易水洗トイレには、人感センサーライト（電源を取らなくても使用できるもの）を設置すること。 (5) 本仕様書に規定していない事項については、請負者の規定する仕様書及び規格並びに商慣習によるものとする。 (6) 危険負担（搬入及び撤去時の事故）等については、請負者の責任とする。 (7) 本契約の履行中に知り得た情報については、他に漏らしてはならない。 (8) 本契約は、当該トイレの搬入（運送・取扱・注意事項説明等）、使用（汚物汲取・補水・補償等）及び搬出（汚物汲取・補水・運送・整備等）に伴う必要経費を全て含むものとする。 (9) その他細部不明な点は、官側の係官と調整し、必要な指示を受けるものとする。
8	調整先	第12旅団司令部 第4部 建設班 1等陸曹 新木 充 電話：0279-54-2011（内線2299）

仕 様 書	仕 様 書 番 号	9
	作 成 年 月 日	令和6年3月12日
	作 成 部 隊 等 名	第12旅団司令部第4部建設班
<p>1 件 名 仮設簡易水洗トイレ借り上げ</p> <p>2 適用範囲 本仕様書は、相馬原演習場定期整備で使用する仮設簡易水洗トイレの借り上げについて適用する。</p> <p>3 借り上げ品目 仮設簡易水洗トイレ（和式）10基（汚物汲み取り及び拭き取り作業等を含む）</p> <p>4 借り上げ期間 令和6年5月10日（金）から同年5月17日（金）までの8日間 （設置：令和6年5月10日（金）1200まで） （撤収：令和6年5月17日（金）時間等については細部調整）</p> <p>5 借り上げ場所 陸上自衛隊相馬原演習場 細部は、担当係官との調整による。</p> <p>6 汚物汲み取り及び拭き取り 上記借り上げ期間内に2回（中日・搬出時）行うものとする。 細部日程は、担当係官との調整による。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 仮設簡易水洗トイレの洗浄剤は、不凍液の入った消臭洗浄剤を使用するものとする。</p> <p>(2) 設置時に仮設簡易水洗トイレの貯水タンクは満水、トイレットペーパー30個/基を設置する。 また、防虫の処置を実施する。</p> <p>(3) 仮設簡易水洗トイレ設置時の固定措置を必ずする。</p> <p>(4) 仮設簡易水洗トイレには、人感センサーライト（電源を取らなくても使用できるもの）を設置する。</p> <p>(5) 本仕様書に規定していない事項については、請負者の規定する仕様書及び規格並びに商慣習によるものとする。</p> <p>(6) 危険負担（搬入及び撤去時の事故）等については、請負者の責任とする。</p> <p>(7) 本契約の履行中に知り得た情報については、他に漏らしてはならない。</p> <p>(8) 本契約は、当該トイレの搬入（運送・取扱・注意事項説明等）、使用（汚物汲取・補水・補償等）及び搬出（汚物汲取・補水・運送・整備等）に伴う必要経費を全て含むものとする。</p> <p>(9) その他細部不明な点は、官側の係官と調整し、必要な指示を受けるものとする。</p> <p>8 調整先 第12旅団司令部 第4部 建設班 1等陸曹 新木 充 電話：0279-54-2011（内線2299）</p>		